

工 事 概 要

工事延長				m	2,316
除草工	m2	3,000	掘削工（掘削１、掘削２）	m3	1,140
残土処理工	式	1	仮設工	式	1

施 工 理 由

本工事は、河川内の草及び堆積土砂を撤去することにより、その流下能力を回復し、異常気象時等における流域の安全を確保するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2026年5月	
歩 掛 適 用 年 月	2026年5月	
基 準 適 用 年 月	2026年5月	
単 価 地 区	2602:Ⅱ地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	14:河川維持工事	
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－2	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－2	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料（細別単価）

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

[illegible]

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持工事（宮ノ谷川他）					事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持			式	1				
除草工			式	1				
堤防除草工			式	1				
除草(複合) 肩掛け式除草		肩掛け式(カッタ径255mm)、飛散防止措置：無し、 人力集草、積込・荷卸 ダンプトラック2t積級、梱包無し	m2	3,000				単 1号
運搬(除草) 運搬距離26.0km<L<=40km		ダンプトラック2t積級、梱包無し	千m2	3				単 2号
除草処分		1m2あたり2.5kg	t	8				単 3号
河川修繕			式	1				
河川土工			式	1				
掘削工			式	1				
掘削 1 工区 1・2（宮ノ谷川） 工区4-2・4-3（院谷川）		土質：土砂, 施工方法：上記以外(小規模), 施工数量：小規模(標準)	m3	630				単 4号
掘削 2 工区 3・4-1(院谷川)		土質：土砂, 施工方法：上記以外(小規模), 施工数量：小規模(標準以外)	m3	510				単 5号
積込(ルース) 工区 3・4-1（院谷川）		土質：土砂, 作業内容：土量50,000m3未満	m3	510				単 6号
残土処理工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持工事（宮ノ谷川他）				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土砂等運搬1 仮置場1まで平均1.5km以下 機械積込み（小規模標準）	土質：土砂（岩塊・玉石混り土含む）	m3	520				単 7号
土砂等運搬2 仮置場2まで平均1.0km以下 機械積込み（標準）	土質：土砂（岩塊・玉石混り土含む）	m3	510				単 8号
土砂等運搬3 仮置場2まで1.0km以下 機械積込み（小規模標準）	土質：土砂（岩塊・玉石混り土含む）	m3	110				単 9号
積込（ルース） 仮置場作業	土質：土砂，作業内容：土量50,000m3未満	m3	1,100				単 10号
土砂等運搬（根混じり土） 受入れ施設まで31.5<L≤60km 機械積込み（標準）	土質：土砂（根・岩塊・玉石混り土含む）	m3	690				単 11号
土砂等運搬（残土） 受入れ施設まで11.5<L≤15.5km 機械積込み（標準）	土質：土砂（岩塊・玉石混り土含む）	m3	450				単 12号
残土等処分1	土質：根混じり土（産廃処分）	m3	690				単 13号
残土等処分2	土質：砂質土、礫質土	m3	450				単 14号
仮設工		式	1				
工事用道路工		式	1				
小型バックホウ搬入・搬出 工区3・4-1	ラフテレーンクレーン運転	回・日	7				単 15号
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通整理員B	人日	122				単 16号

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持工事（宮ノ谷川他）					事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費			式	1				
技術管理費			式	1				
土質等試験費 2河川分の試験費		サンプ #採取および分析調査費	式	1				内 1号
共通仮設費（率計上）			式	1				
純工事費			式	1				
現場管理費			式	1				
工事原価			式	1				
一般管理費等			式	1				
工事価格			式	1				
消費税額及び地方消費税額			式	1				
工事費計			式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 1号	土質等試験費 2河川分の試験費	サンプル採取および分析調査費					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土質等試験費(一式入力) WB010370	260千円	式	1				単 20号
合計							

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 1号	除草(複合) 肩掛け式除草	肩掛け式(カッタ径255mm)、飛散防止措置：無し、 人力集草、積込・荷卸 タンブトラック2t積級、梱包無 し	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草, 集草(人力), 梱包 積込・荷卸(総合)		肩掛け(カッタ径255mm), 梱包無し, タンブトラック(オンロード ・デ・イセール・2t積), 無し	m2	1				
CB320070								
合計								
単価							円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 2号	運搬(除草) 運搬距離26. 0km<L<=40km	タンブトラック2t積級、梱包無し	単位	千m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬(堤防除草)		タンブトラック(オンロード・デ・イセール・2t積), 梱包無し, 有り , 40. 0km以下, 全ての費用	千m2	1				
CBJ32005								
合計								
単価							円／千m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 3号	除草処分	1m2あたり2. 5kg	単位	t	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費(t)							単 17号	
WB020052			t	1				
合計								
単価							円／t	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 4号	掘削 1 工区 1 ・ 2 (宮ノ谷川) 工区4-2 ・ 4-3 (院谷川)	土質: 土砂, 施工方法: 上記以外(小規模), 施工数量 : 小規模(標準)	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削		土砂, 上記以外(小規模), 小規模(標準)						
CB210100			m3	1				
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 5号	掘削 2 工区 3 ・ 4-1 (院谷川)	土質:土砂, 施工方法:上記以外 (小規模), 施工数量: 小規模 (標準以外)	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削		土砂, 上記以外 (小規模), 小規模 (標準以外)	m3	1				
CB210100								
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 6号	積込 (ルース) 工区 3 ・ 4-1 (院谷川)	土質:土砂, 作業内容:土量50, 000m3未満	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込 (ルース)		土砂, 土量50, 000m3未満	m3	1				
CB210020								
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月	2026. 05	
						歩掛適用年月	2026. 05	
						労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0	
単 7号	土砂等運搬 1 仮置場 1 まで平均1. 5km以下 機械積込み (小規模標準)	土質: 土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		小規模, ハック材山積0. 28m3 (平積0. 2m3), 土砂(岩塊・玉石混り土含む), 無し, 1. 5km以下	m3	1				
CB210110								
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月	2026. 05	
						歩掛適用年月	2026. 05	
						労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0	
単 8号	土砂等運搬 2 仮置場 2 まで平均1. 0km以下 機械積込み (標準)	土質: 土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準, ハック材山積0. 8m3 (平積0. 6m3), 土砂(岩塊・玉石混り土含む), 無し, 1. 0km以下	m3	1				
CB210110								
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 9号	土砂等運搬3 仮置場2まで1.0km以下 機械積込み（小規模標準）	土質：土砂（岩塊・玉石混り土含む）	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		小規模、ハック材山積0.28m3（平積0.2m3）、土砂（岩塊・玉石混り土含む）、無し、1.0km以下	m3	1				
CB210110								
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 10号	積込（ルース） 仮置場作業	土質：土砂、作業内容：土量50,000m3未満	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込（ルース）		土砂、土量50,000m3未満	m3	1				
CB210020								
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 11号	土砂等運搬(根混じり土) 受入れ施設まで31. 5<L<=60km 機械積込み (標準)	土質:土砂(根・岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準,ﾊﾞｯｸﾙ山積0. 8m3(平積0. 6m3),土砂(岩塊・玉石混り土含む),有り,60. 0km以下	m3	1				
CB210110								
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 12号	土砂等運搬(残土) 受入れ施設まで11. 5<L<15. 5km 機械積込み (標準)	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準,ﾊﾞｯｸﾙ山積0. 8m3(平積0. 6m3),土砂(岩塊・玉石混り土含む),無し,15. 5km以下	m3	1				
CB210110								
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 13号	残土等処分 1	土質：根混じり土（産廃処分）	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
残土等処分			m3	1				
CB210560								
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 14号	残土等処分 2	土質：砂質土、礫質土	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
残土等処分			m3	1				
CB210560								
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 15号	小型バックホウ搬入・搬出 工区 3 ・ 4-1	ラフテレーンクレーン運転	単位	回 ・ 日	単位数量	1	単価	
名称 ・ 規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削機械搬入搬出 DY1420		山積0. 09m3～0. 16m3以下, 標準(1. 0)	回	1			単 18号	
合計								
単価							円／回 ・ 日	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 16号	交通誘導警備員	交通整理員B	単位	人日	単位数量	1	単価	
名称 ・ 規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B WB010212			人日	1			単 19号	
合計								
単価							円／人日	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 17号 WB020052	処分費(t)		単位	t	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (株) ヨードグリーン Y007600001001			t	100				
合計								
単価							円/t	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 18号 DY1420	掘削機械搬入搬出	山積0. 09m3～0. 16m3以下, 標準(1. 0)	単位	回	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	1. 2				
ラフテレンクレーン[油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型] 25t吊 単価補正1. 000		L001130006	日	0. 3				
諸雑費(まるめ)		ZS3000004	式	1				
合計								
単価							円／回	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 19号 WB010212	交通誘導警備員B		単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B		R0804	人	1				
諸雑費(まるめ)		ZS3000004	式	1				
合計								
単価							円／人日	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛適用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 20号 WB010370	土質等試験費(一式入力)	260千円	単位	式	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
土質等試験費		Y007541000	式	1				
合計								

特記仕様書（個別工事編）

工 事 名 河川維持工事（宮ノ谷川他）
工事場所 京都市右京区京北下中町他 地内

1 一般事項

第1-1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和8年4月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第1-2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第1-3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第1-4条（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せはWeb 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等と

の協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第 1－5 条（前払金）

前払金は、請負代金の 40 %以内とし、中間前払金は、同様に 20 %以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

第 1－6 条（設計変更資料の情報提供への協力）

受注者は、本工事の設計変更に当たって当初設計に計上されていない材料費及び施工費等の価格情報（物価試料掲載情報、見積書等）を発注者が求めた場合、情報の提供に協力すること。

2 現場条件に関する事項

第 2－1 条（現場条件等）

本工事の施工に当たっては、下記の条件等を遵守すること。

- 1 工事に先立ち現地調査を行い、本工事内容を正確に把握すること。その上で、設計図書の照査を行い、施工計画書等を作成した上で、事前に監督職員に提出すること。
- 2 地元関係者(官公庁等も含む)との協議、施工区域、日時等に関する事項については、受注者独自で判断せず、必ず監督職員に報告し確認を受けること。また、地域住民等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 3 工事用車両の通行は、原則、幹線道路を使用することとし、生活道路や細街路を抜け道として使用しないこと。
また、住宅地付近を走行する際は、騒音、振動を最小限にするよう最徐行を徹底すること。
- 4 本工事において、民家・田畑等の入口の施工に際し、当該民家・田畑等からの出入りができなくなる場合は、施工日前日までに地元関係者との調整を行い、必ず承諾を得ること。
- 5 交通規制を行う際には、予告看板や交通誘導員の配置等により、安全対策のために必要十分な措置を積極的に必ず講じ、近隣住民及び通行者からの苦情並びに事故等を決して発生させないよう最大限の注意を払い、努めること。
- 6 地域住民及び通行車両等からの苦情や要望等については、速やかに監督職員に連絡し、対応方針については監督職員の指示に従うこと。
- 7 本工事施工期間中、現場代理人は、昼夜を問わず常時連絡が取れる体制を取ること。また、監督職員との連絡は密にとり、疑義が生じた場合は監督職員と十分な打合せを行い、遺漏のないよう努めること。
- 8 受注者は、本工事の実施に先立ち、監督職員と協議のうえ速やかに工事ビラ「〇〇工事のお知らせ」を作成し、工事打合せ簿で提出する。また、工事着手の 1 週間前までに工事箇所の周辺住民に周知すること。
- 9 官公庁の休日に作業を行う場合は、事前にその理由を打合簿により監督職員に提出すること。
- 10 着工以後は週間工程表を前週の木曜日 17 時（祝日の場合は、翌開庁日の 9 時）までに監督職員へ提出すること。なお、工程表の様式については、監督職員と協議して決定すること。メールによるデータ送信も可とする。
- 11 本工事作業中及び作業終了後は工事現場に関する点検を行い、異常がある場合には直ちに監督職員に連絡するとともに速やかに応急措置を行うこと。また、雨天、積雪時等についても異常がないか巡回・点検を行い安全確保に努めること。
- 12 本工事では、掘削（浚渫）による発生土砂は仮置場に一旦搬入させ一定期間仮置し、水抜き等を行ってから受入れ施設へ搬出させる。
- 13 仮置場（図面参照）は、発注者が指定する市有地や地元共有地を使用する予定となっている。受注者の責によらない一般的な現場管理行為以上の使用条件を付された場合は、設計変更協議の対象とする。

- 14 受注者が自己の責任において独自の仮置場を手配する場合は、必要とする資材等の取り揃えに最善を務めること。この場合、設計変更協議の対象とするが、増額の対象とはしない。
- 15 施工手順は周辺環境に合わせて実施し、近隣への迷惑防止、災害等抑止に最善を尽くすこと。
- 16 本工事は漁業権補償の対象外工事（除草・浚渫等維持管理）であるが、事業活動に影響のないよう事前調整及び各関係機関へ調整を図ること。
- 17 本工事において、民有および官有の施設物件を破損した場合や、工事場所及び仮置場周辺の道路等を汚損した場合は、受注者の責任において現状復旧・清掃を行うこと。
- 18 発生土砂、根混じり土及び刈草の搬出にあたっては、受入地（第4－1条参照）が受入可能な程度まで水分を取り除いて搬出すること。
- 19 発生土と根混じり土については、実際の処分量について設計変更（精算）の対象とする。また、可能な限り根を除去し根混じり土（産業廃棄物）の縮減に努めること。
- 20 その他については、監督職員の指示に従うこと。

第2－2条（施工時間）

施工時間は、昼間施工（8時～17時（休憩時間を含む））とし、時間外作業が想定される場合は事前に監督職員の承認を受け、影響のある周辺住民等へ周知すること。

また、地元関係者及び関係機関等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第2－3条（工程）

本工事施工箇所の下流の河川における漁業協同組合の稚魚放流等に伴い、河川内における施工が不可能な期間が生じるので留意すること。

当該期間については関係機関から確認の上、改めて監督職員から指示する。

当該期間及び出水期（6月16日から10月15日まで）においては、河川内での施工を行ってはならない。また、施工計画立案及び工事の進捗管理においては当該期間に充分注意し適切に反映させること。

なお、当該期日については、漁業協同組合との協議により変更する可能性があることに注意すること。その場合、当該変更期日については監督職員から指示するものとする。

第2－4条（交通誘導警備員）

交通誘導警備員は次の表のとおり計上しているが、近隣の道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
市道（河川掘削工） 規制範囲起終点	2名	交通誘導警備員B 2名	昼間	無
上記以外工事箇所	1名	交通誘導警備員B 1名	昼間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第3-1条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録簿等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認

工種・種別等	細 別	確 認 時 期
河川土工・掘削工	掘削	掘削前（出来形の事前計測）
除草工・堤防除草工	除草	除草前（出来形の事前計測）

4 建設副産物に関する事項

第4-1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

＜産業廃棄物＞

建設副産物	受入地	備 考
根混じり土	【廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた施設】 京都市伏見区深草神明講谷町29	設計運搬距離 工区1・2 L=43.9km (DID有) 工区3・4 L=42.5km (DID有) 設計単位体積質量（参考） $\gamma = 1.3 \text{ t/m}^3$

＜一般廃棄物＞

建設副産物	受入地	備 考
刈草	【廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第6項の許可を受けた施設】 京都市西京区榎原秤谷39	設計運搬距離 工区1・2 L=34.6km (DID有) 工区3・4 L=35.4km (DID有)

2 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地の施設が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入地へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入地	備 考
土砂 (礫質土) (砂質土)	【指定地処分】 (株) グリーンランド京北 京都市右京区京北細野町北谷 31 番地	設計運搬距離 工区 1・2 L=13.5km (DID 無) 工区 3・4 L=12.1km (DID 無)

本工事では、可能な限り草根と土砂を分離し建設副産物として処分に努めることとする。

上表の受入場所は、「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」第 10 条に基づく土地の埋立等の許可を受けているため、建設発生土の搬出開始前に、上記指定機関の指示に従いその指定機関で土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

なお、土砂条例の規定による許可を受けるに当たり必要となる書類は、許可申請の窓口（京都市環境政策局環境保全創造課）に適宜確認して作成及び提出するものとする。

※ 受入場所への建設発生土の搬出に当たり必要となる書類は、京都市環境政策局環境保全創造課のホームページからダウンロードできる。

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000323404.html>)

※ 様式がない資料の記載方法について不明な点がある場合は、環境政策局環境保全創造課に問い合わせること。

3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設の中から積算上の 2 番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 その他事項

第5－1条（検査書類の提出）

設計変更手続に活用するための出来高図書は工区毎に随意作成し、完成の都度に監督職員へ提出すること。

また、完成検査に必要な工事書類については、以下のいずれかのうち、時系列の早い日の10開庁日前までに提出すること。

- ・事前に監督職員と調整する検査実施予定日
- ・工期末

第5－2条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和7年8月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和7年8月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。
なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議により選定できる。
 - ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更で必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第5－3条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。
なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第5－3条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやiPhone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2）効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3）費用

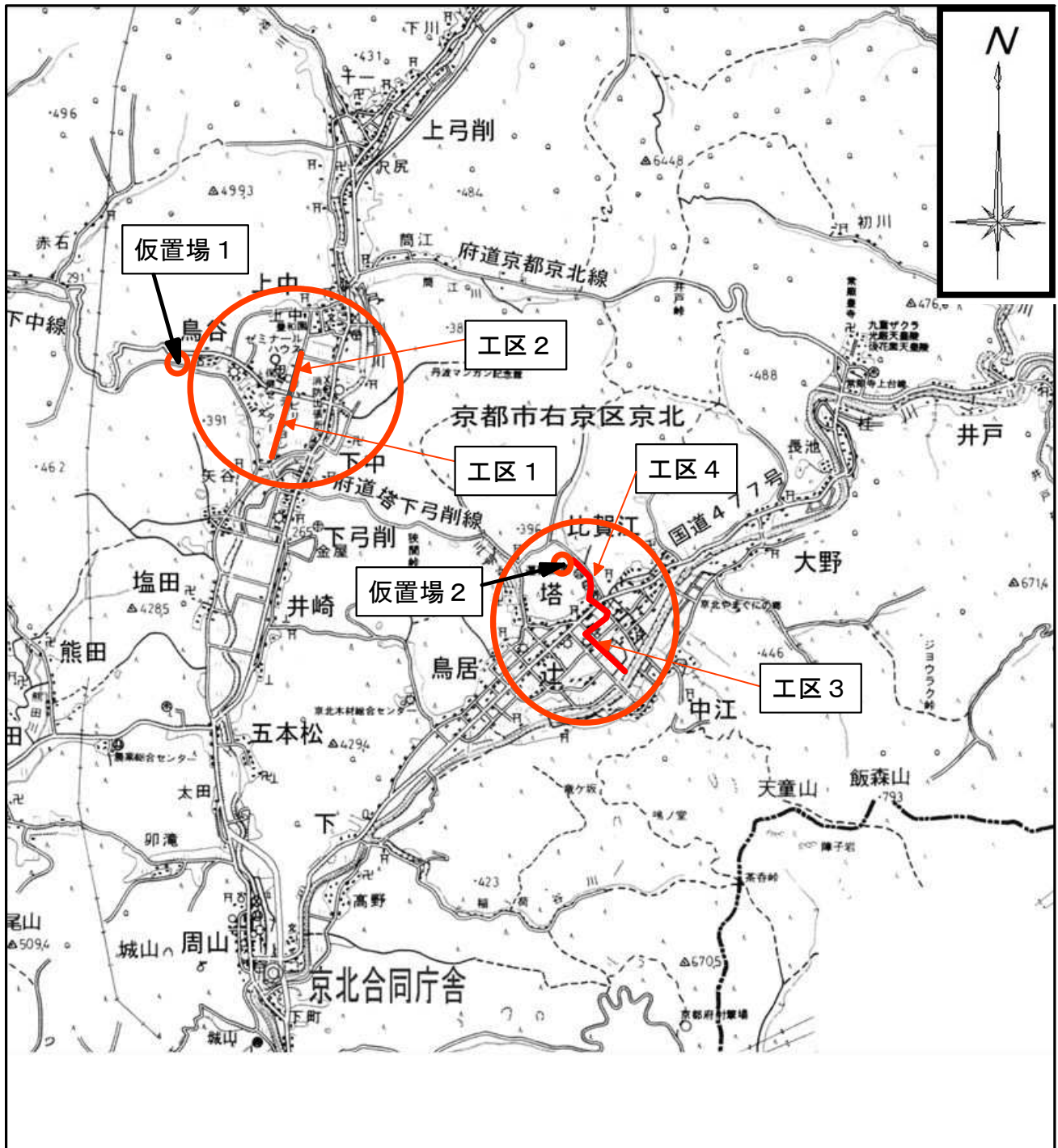
遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（4）成績評価

遠隔臨場を実施した工事の成績評価は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

工事箇所図



工区 1、工区 2：準用河川宮ノ谷川

工区 3、工区 4：普通河川院谷川